

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

規則(人)

目次

33

規則(人)

○東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

○労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

○職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

○職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

○職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

○職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則等の一部を改正する規則

○職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

○東京都監査事務局処務規程の一部改正

規則(公)

○警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則

○警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正

訓令(監)

○東京都人事委員会規則第三号

則

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

.....(東京都人事委員会)・三

○東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都人事委員会

○東京都人事委員会規則第二号

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則(平成十四年東京都人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の前の見出し、同条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を第八条とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都人事委員会

○東京都監査事務局処務規程の一部改正

則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則の一部を改正する規則

則

労働基準監督機関として行う職権の行使に関する規則(平成二十三年東京都人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を加え、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。

令和七年三月三十一日
する。

「生活文化局關係

東京都人事委員会

○東京都人事委員会規則第五号

スポーツ推進本部

職員がこの書類に記載する規則の一部を改正する規則の一部を改正する

同部(九)の項中「同

各市場（食肉市場を除く。）」をスタートアップ

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（令和四年東京都人事委員会）

各市場（食肉市場を除く。）
に改め、同表二の部中四の項を削り、(五)の項を(四)の

附則第二項中「附則第九條第三項」を「附則第九條第二項」に改める。

項とし
(六の項を五の項とし
(七の項を六の項とする

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

卷之三

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

規則
職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する

規則第十号) の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第一項」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附
則

3 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監

督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号）の一部

を次のように改正する。
別表第一中「昭和三十四年東京都監査委員訓令甲第一号」を「昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号」に改める。

別表第一中「室及び」の下に「都民安全総合対策本部・スポーツ推進本部・」を、「中央卸売市場」の下に「・スタートアップ戦略推進本部」を加え、同表教育委員会の項中「総務部教育政策課課長代理（予算担当）」を「総務部教育計画課課長代理（教育計理担当）」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第八号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八イの部一の項中

局に所属する総務部長 子供政策連携室総合推進部長 スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部長 総務局人事部長 総務局行政部長 財務局経理部長 財務局主計部長 財務局建築保全部長 都市整備局都市づくり政策部長 建設局道路建設部長 建設局都市基盤部長 港湾局港湾整備部長 政策企画局局務担当部長及び生活文化スポーツ局局務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難で重要な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	〔 局に所属する総務部長 子供政策連携室総合推進部長 総務局人事部長 総務局行政部長 財務局経理部長 財務局主計部長 財務局建築保全部長 都市整備局都市づくり政策部長 都市整備局都市基盤部長 建設局道路建設部長 港湾局港湾整備部長 会計管理局管理部長 政策企画局局務担当部長及び生活文化スポーツ局局務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難で重要な業務を所掌するものであって、別に定めるもの 〕 を
本府	本府
東京都都民安全総合対策本部 東京都スポーツ推進本部	東京都都民安全総合対策本部 スポーツ総合推進部長

都 市 公 連

東京都中央卸売市場	管理部長	や
東京都中央卸売市場	管理部長	い
東京都スタートアップ戦略推進本部	戦略推進部長	い
名又、亘給川の嘆		
本庁		
部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、主席監察員、政企画局秘書事務担当部長、スタートアップ・国際金融都市戦略室国際金融都市総括担当部長及び総務局専務担当部長及び総務局専務担当部長政策企画局専務担当部長及び生活文化スポーツ局専務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、主席監察員、政企画局秘書事務担当部長、スタートアップ・国際金融都市戦略室国際金融都市総括担当部長及び総務局専務担当部長及び総務局専務担当部長政策企画局専務担当部長及び生活文化スポーツ局専務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	や
東京都住宅政策本部		
東京都中央卸売市場		
東京都スタートアップ戦略推進本部		
東京都職員共済組合事務局		
名又、亘給川の嘆		
本庁		
部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、主席監察員、政企画局秘書事務担当部長、総務局専務担当部長及び産業労働局国際金融都市総括担当部長建設局専務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、主席監察員、政企画局秘書事務担当部長、総務局専務担当部長及び産業労働局国際金融都市総括担当部長建設局専務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	や

東京都都民安全総合対策本部	担当部長（職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。）	や
東京都スポーツ推進本部	担当部長（職務区分二に規定するもの、職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。）	や
東京都住宅政策本部		
東京都中央卸売市場		
東京都スタートアップ戦略推進本部		
東京都職員共済組合事務局	担当部長（職務区分四に規定するもの及び別に定めるものを除く。）	や

[東京都教育庁]

改め、同部四の項中「政策企画局局務担当部長及び生活文化スポーツ局局務担当部長」を「東京都スポーツ推進本部局務担当部長」に改め、同表〇の部二の項中「蒲田消防署長」の次に「、渋谷消防署長、新宿消防署長、足立消防署長、深川消防署長、立川消防署長」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第九号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則等の一部を改正する規則

第一条 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の旅費に関する規則

第一条中「第二条第一項及び第三項ただし書」を「第二条第一項第十号及び第二項」に、「第三十条の二第三項ただし書並びに第三十六条第一項第三号」を「第八号、第五項及び第六項並びに第十三条第二項」に改め、「並びに条例別表第一の（一）の備考及び別表第二の（一）の備考第一号の規定に基づき人事委員会が定めるもの」を削る。

第三条を削り、第二条の見出し中「級の職務」を「職務の級」に改め、同条中「級の職務」を「職務の級」に、「別表第一」を「別表」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（旅行業者等）

第二条 条例第二条第一項第十号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅客業者

二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道經營者

三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十三条の三第二項に規定する船舶運航事業者

四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を經營する者

五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第七項第三号に規定する一般旅客自動車運送事業者

六 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者

七 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者

五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者

八 外国における前各号に掲げる者に相当するもの

九 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（都との契約によりカード等（同法第二条第三項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第二条第一項第十号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

第四条から第十条までを削り、第三条の二第一項第二号中「近接地以外」を「同一市町村以外」に、「近接地内」を「市町村内」に改め、同条第四項第二号中「近接地以外」を「同一市町村以外」に改め、同条第五項を削り、同条を第四条とし、第四条

の次に次の二条を加える。

(条例第三条に規定する人事委員会規則で定める外国旅行等)

第五条 条例第三条第二項第八号に規定する人事委員会規則で定める外国旅行は、条例第十八条第一項第二号イ、ロ又はニに規定する場合における外国旅行とする。

2 条例第三条第五項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一

条例第三条第二項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

二 条例第三条第一項及び第二項(第一号及び第五号に係る部分に限る。)の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十一条、第十八条第一項及び第二十一条第三項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

3 条例第三条第六項に規定する人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 交通事故その他の条例第三条第六項に規定する者の責めに帰することができない事情

(宿泊に係る特別な事情)
二 前項第二号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第六条 条例第十三条第二項に規定する人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が条例第十三条第一項に規定する宿泊費基準額を超える場合であつて、条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
二 知事、副知事、東京都議会議員その他東京都知事等の給料等に関する条例(昭

和二十三年東京都条例第百二号)の規定により副知事が受けるべき額に相当する額の旅費を支給される者又は職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)第五条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員

(以下この号において「知事等」という。)に随行し、知事等と同一の宿泊施設又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を來すとき。

三 生徒、児童等(以下この号及び次号において「生徒等」という。)の修学旅行等の旅行に付添い又は引率し、宿泊施設において行動を共にするため、生徒等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を來すとき。

四 生徒等のホームステイ等を伴う旅行に付添い又は引率し、生徒等の安全の確保又は緊急時における迅速な対応のため、生徒等の宿泊する宿泊施設の近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を來すとき。

五 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

六 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

別表第一を次のように改める。

別表(第3条関係)

行政職 給料表(一)	行政職 給料表(二)	公安職 給料表	医療職 給料表(一)	医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)	教育職 給料表
1級以上	1級以上	1級以上	1級以上	1級以上	1級以上	1級以上
3級以下	4級以下	5級以下	1級	3級以下	3級以下	4級以下
4級以上		6級以上	2級以上	4級	4級	5級以上

備考

- 1 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項に規定する給料表が適用される者は、行政職給料表(一)の4級以上に相当するものとする。
- 2 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年東京都条例第162号）第7条第1項に規定する給料表が適用される者は、行政職給料表(一)の4級以上に相当するものとする。
- 3 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第2項に規定する給料表が適用される者は、行政職給料表(一)の1級以上3級以下に相当するものとする。

別表第一から別表第四までを削る。

- 1 条 職員の旅費に関する条例第一条第一項等による旅費規則の一部を改正する規則（令和四年東京都人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とする。
- 2 第11条 職員の旅費に関する条例第二条第一項等による旅費規則の一部を改正する規則（令和六年東京都人事委員会規則第四号）の一部を次のよう改正する。
附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に、「職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則」を「職員の旅費に関する規則」に、「第三条の二第三項第三号」を「第四条第三項第三号」に、「第三条の二第三項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。
- 3 附則第三項中「第三条の二第三項」を「第四条第三項第三号」に改める。

附 則

- 1 ハの規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の職員の旅費に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、ハの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第五号。以下「改正条例」という。）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号。以下「新条例」という。）第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の職員の旅費に関する条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第一項第四号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

令和七年三月三十一日

令和7年3月31日(月曜日)

●東京都人事委員会規則第十号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

第六条第一項第一号ただし書中「ただし、」の下に「条例第十二条の三第一項及び学校職員の条例第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加え、同項第二号中「通勤二十二回分」の下に「条例第十二条の三第一項及び学校職員の条例第十四条の三第一項の規定に基づく在宅勤務等手当その他これに相当する手当を支給される職員並びに」を加える。

第九条第一号中「（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に支給月数を乗じて得た額）」を削る。

第十条中「、公署若しくは学校を異にする異動又は在勤する公署若しくは学校の移転（以下「異動等」という。）により、異動等の直前の通勤時間（新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。以下この条及び第十四条において同じ。）の二分の三以上の通勤時間を要することとなる職員のうち」を削り、「者」の下に「（新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関（以下「新幹線鉄道等」という。）の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第二号中「通勤時間」の下に「（新幹線鉄道等を利用せずに、通常の通勤の経路及び方法により通勤するものとした場合に要する通勤時間とする。）」を加える。

第十一条中「異動等」を「公署若しくは学校を異にする異動又は在勤する公署若しくは学校の移転（以下「異動等」という。）」に、「おいて、新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条第四項及び学校職員の条例第十四条第四項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの第十二条を削る。

第十三条の見出し中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条第一項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額（以下「特別料金等の二分の一相当額」という。）」を「特別料金等相当額」に改め、同条第二項中「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次的一条を加える。

（給料表の適用の直前の住居に相当する住居）

第十三条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する人事委員会が定める住居は、給料表の適用を受ける職員となつた日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新

は学校の移転（以下「異動等」という。）に、「おいて、新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新

は学校の移転（以下「異動等」という。）に、「おいて、新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居
ロイに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に
よる片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該

転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの
第十四条を次のように改める。

（均衡職員の範囲）

第十四条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項に規定する任用の事
情等を考慮して人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員で、第十条に規定する新
幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められる者（新幹線鉄道
等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（条例又は学校職員の条例の適用を
受けない職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員等であつた者から人事交流等
により引き続いて条例又は学校職員の条例の適用を受ける職員となつた者及び地方
公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により
採用された者（同項の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。第三号に
おいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（次号及び第三号において「人
事交流等職員」という。）を除く。）のうち、当該適用の直前の住居と所在する地
域を異にする公署又は学校に在勤することとなつた者

二 人事交流等職員のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署
又は学校に在勤することとなつたことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

三 人事交流等職員のうち、条例若しくは学校職員の条例の適用を受ける職員としての在職と、その間
の勤務箇所又は定年前再任用短時間勤務職員となる直前の職員としての引き続き在
職期間中の勤務箇所を条例第十二条第四項若しくは学校職員の条例第十四条第四項
の公署若しくは学校とみなした場合に、条例若しくは学校職員の条例の適用を受け
る又は定年前再任用短時間勤務職員（直前のものに限る。）となる前から引き続き
条例第十二条第四項若しくは学校職員の条例第十四条第四項に規定する職員たる要

件に該当することとなる職員

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条中「第十五条第三号」を「第十六条第三号」に、「第十六条」を「第十七
条」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条第一項中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に、「第五項」を「第六
項」に改め、同条第二項中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に改め、同条第三
項中「第十二条第三項第一号若しくは第三号」を「第十四条第六項」に、「五万五千円」
に、「越える」を「超える」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に、「第十四条第六項」を「第
十四条第七項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の二条を加える。
第十五条 条例第十二条第五項及び学校職員の条例第十四条第五項の同条第四項の規定
による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事
委員会が定める職員は、次に掲げる職員（第十条に規定する新幹線鉄道等を利用しな
ければ通勤することが困難であると認められる者であり、かつ、新幹線鉄道等の利用
により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 配偶者（届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この
項において同じ。）又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実
現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若し
くは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認
めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナ
シップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に
「パートナーシップ関係の相手方」という。）（配偶者及びパートナーシップ関係
の相手方のいずれもない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三
十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこと
となつた職員のうち、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、
新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするも
の

二 満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該

転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行つてゐるものに限る。）

三 職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けてゐる者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣住居に転居した職員で、当該

転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父

母の介護を行つてゐるものに限る。）

四 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の異動等（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び

配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしてゐるものに限る。）

五 条例第十二条第四項若しくは学校職員の条例第十四条第四項に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給される職員から引き続いて満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、子の養育に係る事情によりその事情を考慮した地域の住居に転居した職員、職員若しくは配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居

相手方の異動等（配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にするため、職員及び配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、養育若しくは介護の終了等又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と生活を共にしなくなつたこと等に伴い、直前に居住してゐた住居に再び転居したものうち、条例第十二条第一項第一号若しくは第三号又は学校職員の条例第十四条第一項第一号若しくは第三号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

六 前各号に定めるもののほか、条例第十二条第四項又は学校職員の条例第十四条第四項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

2 前項第一号において「特定住居」とは、同項第一号に規定する転居（以下この項において「事由の発生」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

二 新幹線鉄道等による通勤経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生の直前の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居からの新幹線鉄道等による通勤経路の起点となる駅等（以下この号において「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等による通勤経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ イに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等による片道の通勤経路の距離が八十キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

三 前二号に掲げる住居のほか、任命権者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

東京都市公報

別表中「第十七条」を「第十八条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
(均衡職員等に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の職員の通勤手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第十三条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

- 3 改正後の規則第十四条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

- 4 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者は、改正

- 後の規則第十四条第一号及び第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

- 5 改正後の規則第十五条第一項第一号から第五号までの規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となつた者(これらの号に規定する当該日以後に転居をしたものを除く。)にも適用する。

三 令(監)

●東京都監査委員会規則第1号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員訓令第1号)の一部を次のようにより改正する。

令和七年二月二十一日

東京都監査委員 龍円あさり
東京都監査委員 小磯善彦

東京都監査委員 茂垣之雄
東京都監査委員 後藤靖子

東京都監査委員 小粥純子

第六条の表監査第一課の項第一号中「スタートアップ・国際金融都市戦略室」を削

り、「生活文化スポーツ局」を「生活文化局、都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部」に改め、同表監査第三課の項第一号中「産業労働局」の下に「スタートアップ戦略推進本部」を加える。

附 則

- この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

規 則(公)

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

東京都公安委員会

委員長廣瀬道明

●東京都公安委員会規則第5号

警視庁警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則

警視庁警察職員の定員に関する規則(昭和38年8月1日東京都公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表(1)の項中「43,486人」を「43,521人」に、「2,565人」を「2,568人」に、「12,782人」を「12,792人」に、「13,222人」を「13,233人」に、「13,742人」を「13,753人」に改め、同表合計の項中「46,501人」を「46,536人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

東京都公安委員会

委員長廣瀬道明

●東京都公安委員会規則第6号

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規

則

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例施行規則（平成9年3月19日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

費用弁償の支給方法は、職員の旅費に関する条例（昭和26年東京都条例第76号）の適用を受ける職員の例による。ただし、日当については、出頭に要した時間が4時間以上の場合、条例第3条第2項に定める日当の額を、4時間に満たない場合は、その2分の1に相当する額を支給するものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

通 達

則 令(海区漁調)

◎東京海区漁業調整委員会訓令第一号

東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京海区漁業調整委員会

第四条中「特地手当の支給を受ける職員が地域手当の支給を受ける場合における」を「次の各号に掲げる職員の」に、「前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給する」といわれている地域手当の月額に相当する額を減じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同条ただし書きを削り、同条に次の二号を加える。

- 1 地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）第二条に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給する」といわれている地域手当の月額に相当する額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額
- 1 地域手当に関する規則第二条の三又は第二条の四に定める額の地域手当の支給を受ける職員 前条の規定による特地手当の月額からその職員に支給する」といわれている地域手当の月額に百分の五十五（以下「調整割合」という。）を乗じて得た

額（前条の規定による特地手当の月額を限度とする。）を減じて得た額

第七条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「相当する額」の下に「、同条第一号の規定による地域手当の月額に調整割合を乗じて得た額」を加える。

附 則

- 1 ハ)の訓令は、令和九年四月一日から施行する。
- 2 ハ)の訓令による改正後の東京海区漁業調整委員会事務局職員の特地勤務手当等支給規程（以下「改正後の訓令」といへ。）の適用については、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間、改正後の訓令第四条第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の四十二」とする。

報 公 都 京 東

各任命権者 殿

東京都人事委員会
委員長 中西 充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」(昭和50年12月25日付50人委第1200号)の一部を下記のように改訂しましたので、令和7年4月1日以後これにより実施してください。

記

昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)第2項を次のように改める。

2 イの表の職務区分二の項(同表の職務区分四の項において同じ。)に規定する「派遣条例第2条の規定に基づく派遣」は、次の各号に掲げる職に応じ、それぞれ当該各号に定める派遣先団体への派遣に限る。

- (1) 建設局局務担当部長 公益財団法人東京動物園協会
- (2) 東京都スポーツ推進本部局務担当部長 公益財団法人東京都2025世界陸上財団又は公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

6人委任第353号
令和7年3月31日

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三三二)一一一二(代)
郵便番号 163-8001

定価
一本号
一箇月 六、六〇五〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051